

毎週月.水.金曜日発行

# 富山県報

令和5年3月16日

木曜日

号 外(2)

目 次

## 監査委員公告

○行政監査結果の公表

1

## 公 告

### 行政監査結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき実施した行政監査の結果を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月16日

富山県監査委員 筱岡 貞郎

富山県監査委員 永森 直人

富山県監査委員 天坂 幸治

富山県監査委員 高橋 正樹

(報告書)

## 第1 行政監査の概要

### 1 監査の趣旨

県が処理する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、事務が経済的、効率的に実施され所期の目的を達成しているか、また、組織及び運営が合理的になされているかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施するもの。

### 2 監査のテーマ及び選定理由

#### (1) 監査のテーマ

個人情報等の適正管理について

#### (2) 選定理由

県が保有する個人情報については、富山県個人情報保護条例（平成15年富山県条例第1号）等に基づき、取得、管理、利用、提供について、厳正に取扱い、個人の権利利益を保護しなければならないことが定められているが、最近、個人情報の漏えい等の事案が複数発生しているところである。

また、行政手続きにマイナンバーの利活用推進が図られるなか、一方で、厳格な情報管理等が求められているところである。

こうしたことを踏まえ、個人情報について適正な管理等が行われているか検証し、今後の行政事務の改善に資するもの。

### 3 監査の主な着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 個人情報の取得・管理は適切に行われているか。
- (2) 個人情報の利用・提供は適切に行われているか。
- (3) 個人情報の安全確保策、事故発生時策はどうか。
- (4) 特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）や個人情報（電子）のセキュリティ対策は適切に行われているか。

### 4 監査の対象機関

全機関

### 5 実施方法

#### (1) 予備調査

本庁及び出先機関の全機関を対象に、個人情報取扱事務の状況を調査する。

(令和4年7月4日付総務課照会「個人情報取扱事務登録簿の確認について」の回答結果に基づき、状況確認。)

## (2) 実地監査

予備調査の状況を踏まえ、個人情報取扱事務登録簿から、個人情報の内容、部局間の均衡等を考慮のうえ、抽出した監査対象機関に対し、監査調書の提出を求め、証拠書類の確認、担当者からの聴き取り調査等の実地監査を実施する。

## 6 監査の実施期間

令和4年10月から令和5年3月まで

## 第2 監査の結果

### 1 制度の概要

行政の情報化の進展により、県民の利便性の向上や行政運営の効率化が図られる一方で、個人情報の取扱いに対する不安感やプライバシーに関する意識の高まりなどに適切に対応することが必要となっている。

富山県個人情報保護条例（以下、「条例」という。）は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とし、平成15年に制定された。

条例においては、個人情報の保有、取得、管理、利用及び提供の制限など個人情報の保護に関する必要な措置が定められており、県は、県政の適正かつ円滑な運営との調和を図りながら、プライバシーなどの個人の人格的権利利益、財産的な権利利益も含む個人の権利利益を保護するため、個人情報について適正な取扱いを行い県民の行政に対する信頼を損なうことがないようにすることが肝要である。

### 2 予備調査

本庁及び出先機関の全機関を対象に実施された令和4年7月4日付総務課照会「個人情報取扱事務登録簿の確認について」の回答結果である「個人情報取扱事務登録簿」（以下「登録簿」という。）より、個人情報取扱事務状況の確認を実施した。

### 3 実地監査

#### （1）対象機関の抽出

予備調査の結果を踏まえ、個人情報取扱事務の件数、内容、部局間の均衡等を考慮して24機関を抽出し、当該機関が実施している個人情報取扱事務から131件を選定して監査対象とした（以下「監査対象事務」という。）（表1）。

表1 実地監査対象機関一覧

	部局	監査対象機関	監査対象 事務件数
1	議会事務局	議会事務局	6
2	知事政策局	デジタル化推進室	—
3		広報課	6
4	危機管理局	消防課	6
5	経営管理部	総務課	—
6		学術振興課	6
7	生活環境文化部	国際課	6
8		自然保護課	6
9	厚生部	生活衛生課	6
10		医務課	6
11		障害者相談センター	6
12	商工労働部	地域産業支援課	6
13	農林水産部	森林政策課	6
14		高岡農林振興センター	6
15		砺波農林振興センター	6
16	土木部	建築住宅課	6
17		新川土木センター	6
18	教育委員会	県立学校課	6
19		生涯学習・文化財室	6
20		富山南高等学校	6
21	人事委員会	人事委員会事務局	5
22	警察本部	警察相談課	6
23		生活安全企画課	6
24		運転免許センター	6
合計			131

※デジタル化推進室、総務課については特定個人情報監査、情報セキュリティ監査の観点から監査を実施したため、監査対象事務の抽出はしていない。

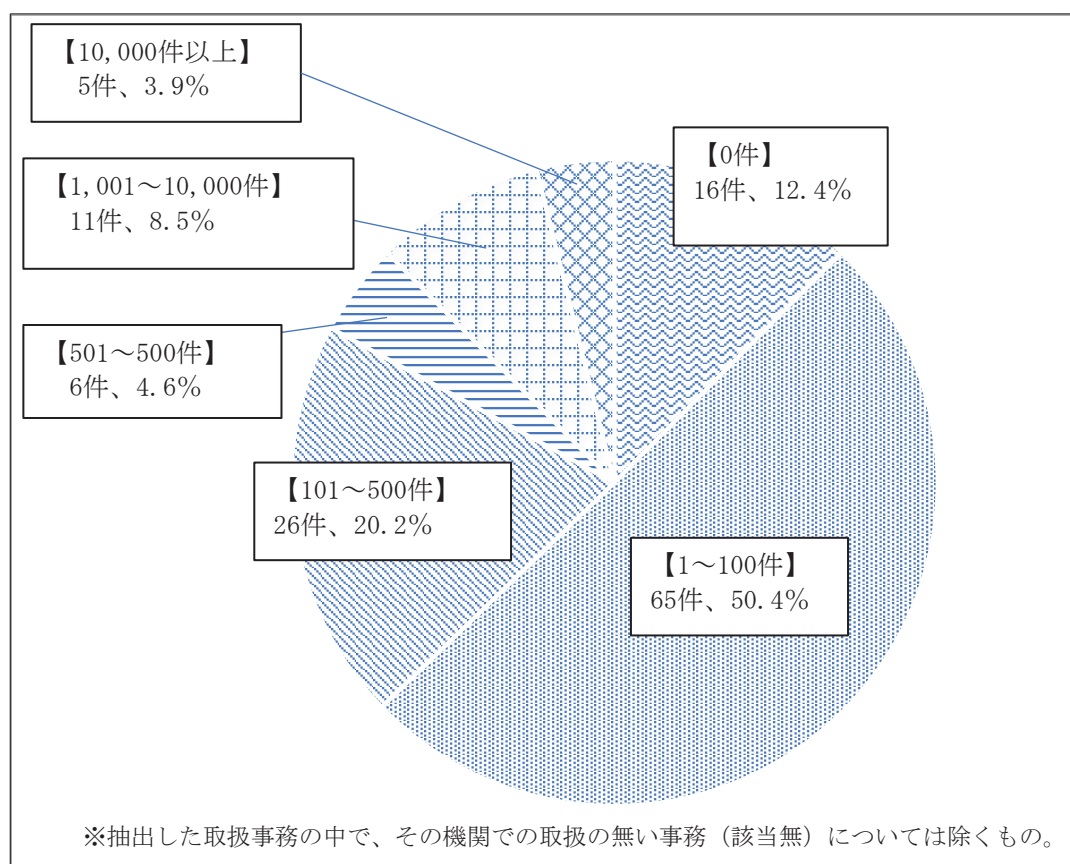
## (2) 個人情報の取得・管理

### ①取得件数・保有件数

監査対象事務について、過去1年間（原則、基準日を令和4年10月1日とし、令和3年10月から令和4年9月まで）に新たに取得した個人情報の件数は、合計で435,735件あった。

取扱事務によっては、新型コロナウイルス感染症の影響等により、その期間に実績の無い事務も16件（12.4%）あった。一方、取得件数が1万件を超えるものが、5件（3.9%）あった。（グラフ1）

グラフ1 取得件数

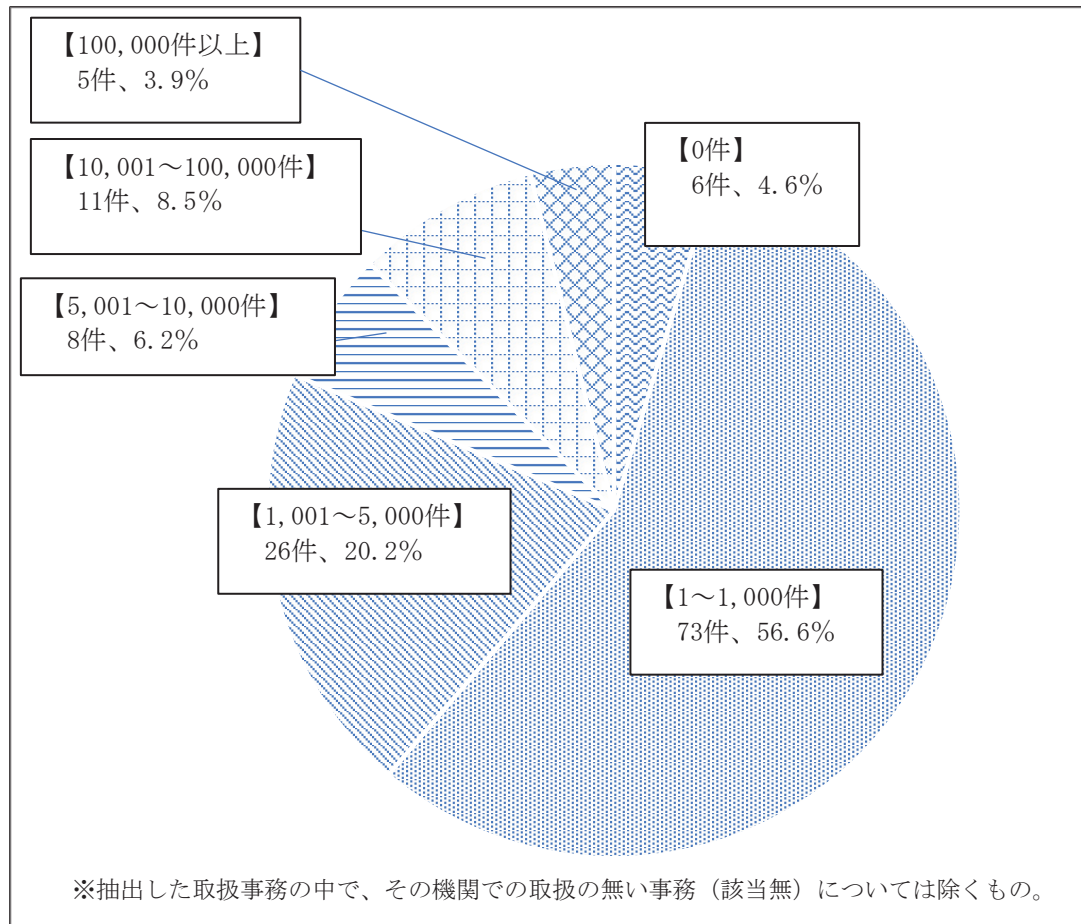


保有件数については、令和4年10月1日を基準日とし、保存期間分の累計件数は、監査対象事務の合計で2,782,481件あった。

保存期間は、5年及び10年保存としているものが大半を占めるものの、永年保存のものもあった。

10万件以上の個人情報を保管している事務が5件（3.9%）あった。一方、登録簿に登録はされているが、実績が無い事務も6件（4.6%）あった。（グラフ2）

グラフ2 保有件数



## ②個人情報の利用目的及び項目

条例では、実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、その利用の目的をできる限り特定し、その利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないとされ、個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で適法かつ適正な方法により取得しなければならないとされている。

監査対象事務において、登録簿に記載されている利用目的は、その取扱事務に応じたものとなっていた。

取得、保有している個人情報の項目については、登録簿に記載された個人情報の項目と実際に保有している項目が異なっている事務が、129 事務のうち 36 事務（27.9%）あった。（表2）

法令等に基づき、事業に必要な個人情報を取得、保有していたが、登録簿には記載漏れとなっていた項目に「メールアドレス」、「口座情報」が多く、逆に登録簿に登録されているが、取得していない項目に「成績・評価」、「電話番号」などが見られた。

表2 取得項目（「登録簿」との相違）

(件)

	「登録簿」無、「実際の取得」有	「登録簿」有、「実際の取得」無	合計
取扱事務件数	24	12	36
相違のある項目	メールアドレス 口座情報 性別 識別番号、顔写真、職業・職歴 家族の状況 ほか	成績・評価、電話番号 識別・整理番号、性別、婚姻関係、 職業、学歴 ほか	

また、監査対象事務のうち、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実などの取得制限情報（要配慮個人情報等）を取得しているものは30件あり、法令等の規定等に基づき適切に取得されていた。（表3）

表3 取得制限情報取得根拠（富山県個人情報保護条例第5条第3項）

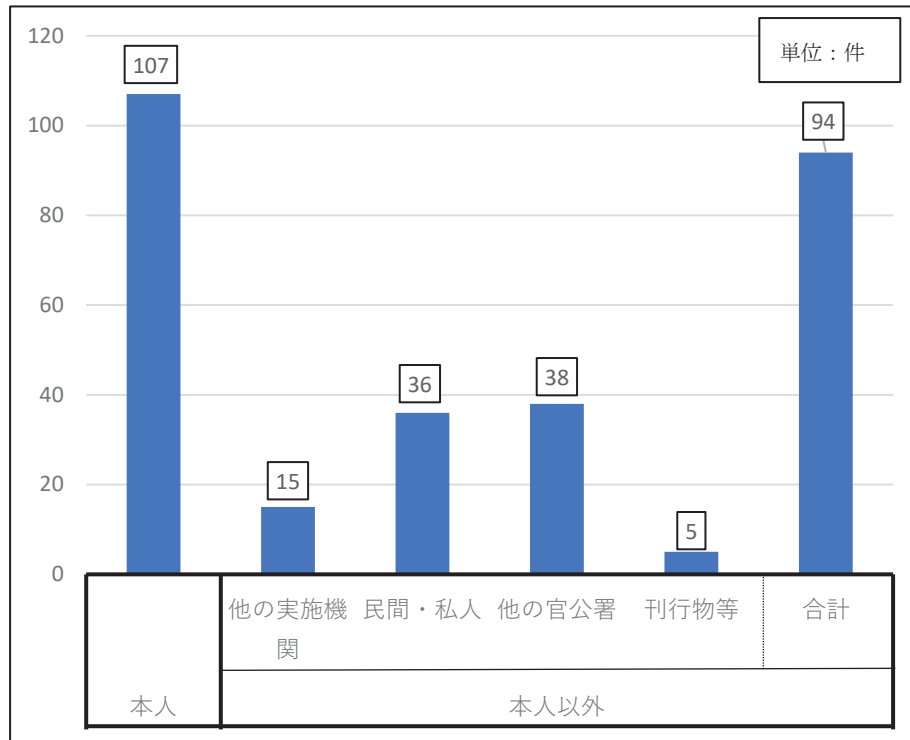
	取扱事務件数
1号：法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき	22
2号：犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき	0
3号：利用目的を達成するために必要で欠くことができないものとして規則で定める場合（栄典、申請等）	8
合計	30

### ③個人情報の取得先

個人情報を取得するときは、法令等の規定に基づくとき、他の実施機関から提供を受けるとき、他の官公署から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるときなどを除き、本人から取得しなければならないと条例に規定されているが、個人情報の取得先については、本人からが107件、事務件数の割合で82.9%と大部分を占めているが、他の官公署などの本人以外からも入手している事務も94件、事務件数の割合で72.9%見られた。これらは、いずれも条例により本人以外から取得できる場合に合致していた。（グラフ3、表4）



グラフ3 個人情報の取得先



※なお、一事務について、複数回答のため、件数は一致しない。

表4 入手先本人以外の根拠（富山県個人情報保護条例第5条第2項）（複数回答）

	取扱事務件数
1号：法令若しくは他の条例の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示に基づくとき	22
2号：本人の同意があるとき	24
3号：人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき	1
4号：犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として取得するとき	1
5号：出版、報道等により公にされているものから取得するとき	6
6号：国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき	9
7号：他の実施機関から提供を受けるとき	0
8号：前各号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するため相当な理由があるものとして規則で定める場合（栄典、補助金等）	16
合計	79

※一つの事務に複数該当する場合もあるため、合計とは一致しない。

#### ④個人情報漏洩防止措置

条例において、実施機関は、保有個人情報の漏洩、滅失又は、き損の防止、その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。

監査対象事務において、個人情報は、「富山県文書管理規程」や「富山県情報管理基準」等に基づき、申請書等の紙媒体やシステム等の電子媒体で管理、保管されているが、各機関にて、特に留意し、徹底して実施している点について聴取したところ、次のようなものがあった。

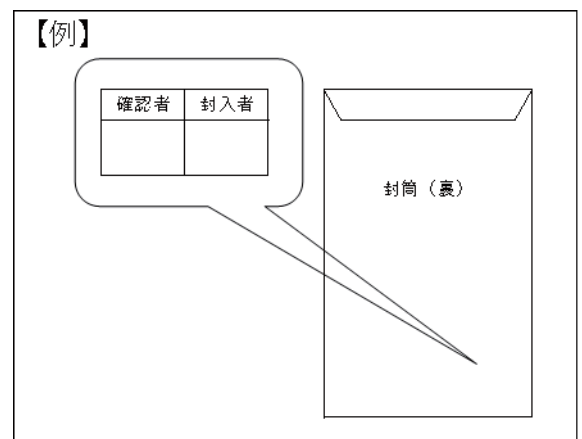
(特に留意している点)

- ・ 個人情報を含む書類は、机の上に放置せず、すぐに簿冊に編綴する。
- ・ 不要になった書類は速やかに処理（シュレッダー、溶解等）する。
- ・ 個人情報を含む書類は、時間外は、鍵付きロッカーに収納している。
- ・ 個人情報が記載された電子データはアクセス可能な者を限定し、アクセス制限付きフォルダに保存している。
- ・ 電磁的記録にはパスワードを設定している。
- ・ 窓付き封筒を使用し、宛先に誤りが生じないようにしている。
- ・ 書類を封筒に詰める際は、複数人で中身を確認している。 など

また、昨年度より個人情報の漏洩事案が相次いで発生したことから、再発防止対策として、外部の専門家などの意見を踏まえ、全庁的に以下のように取組みが強化されている。

(文書の送付)

- ・ 個人情報を含む文書を送付する際は、原則「窓付き封筒」を使用する。
- ・ 外部へ文書を送付する際は、封入者（担当者）及び確認者（上席にあたる職員。）によるダブルチェックを徹底する。
- ・ 確認者は、文書の宛先及び内容を確認し、封筒の所定の欄に確認印を押印する。



## (印刷)

・複合機で個人情報を含む文書を印刷する際は、セキュリティプリント機能(※)を活用する。(※)あらかじめ設定した暗証番号を複合機を操作して入力し、プリントを指示して印刷する機能。

・個人情報を含む文書はセキュリティプリント機能のないプリンタでは原則印刷しない。やむを得ない場合は、機関において、印刷物の取り違え、放置等が発生しないよう措置を講じる。

## (メールの送信)

・外部へメール送信する際は、宛先を Bcc 設定とし、メールの署名設定で、Bcc でメール送信することを明記する。

・外部へメールを送信する際は送信前に上席にあたる職員の確認を受ける。

(※令和5年2月21日から「メール誤送信対策システム」を導入している。)

・確認者は、メールの宛先、内容、添付ファイルの内容を確認する。

・ファイルを送る際は、「ファイル交換サービス」または「BOX」を使用する。

## (FAXの送信)

・FAXを送信する際は、上席にあたる職員が立ち合い、送信作業を行う。

・確認者は、FAXの宛先、内容、FAX番号を確認する。

## (研修の実施)

・階層別の研修で再発防止策を徹底する。

・全職員を対象としたヒューマンエラー防止に関する研修を実施する。

個人情報の廃棄については、保存期間が経過したことにより、72件で廃棄を実施しており、その場合も溶解リサイクルボックス等にて、厳重な管理のもと、定期的に廃棄されていた。

実施機関は、条例に従い個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託（外部委託）しようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならないとされている。

監査対象事務中、23件において外部委託が実施されており、内容としては、システムの保守管理、イベント、講習等の事務、登記事務、貸付事務などであった。

いずれも、委託契約書には、個人情報保護を遵守する特記事項を付して契約を締結していた。

個人情報の外部への持出しについては、監査対象事務中、21件において行われていた。内容としては、会議、イベント、試験等の実施会場への持参、相談、交渉、契約業務等での持出であった。

いずれの場合も、外部へ持出しする際には、所属長の許可を受けており、持出したものについては、使用后、速やかに返却又は破棄されていた。

**(3) 個人情報の利用・提供**

条例において、実施機関は、法令等の規定に基づく場合、本人の同意があるときなど、一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために自ら利用、又は提供してはならないこととされている。

監査対象事務において、取得した個人情報については、実績の無いものを除き、すべての事務において、その趣旨に沿ったもので活用されていた。

**①個人情報の目的外利用**

個人情報の目的外利用については、5件(3.9%)あった。内容としては、他の実施機関及び他の官公署からの照会、情報公開であった。いずれも、法令等の根拠等に基づいて利用されていた。

**②個人情報の外部提供**

個人情報の外部提供については、45件(34.9%)あった。内容としては、国、市町村等の官公署やそれに準じた公的機関からの照会による回答や報告、他の実施機関等への提供であった。

そのいずれも、条例の定める根拠に基づいて提供されていた。(表5)

表5 個人情報の外部提供の根拠(富山県個人情報保護条例第9条1項、2項)(複数回答)

	取扱事務件数
1 法令等の規定に基づくとき	25
2 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき	8
3 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する相当な理由があるとき	1
4 他の実施機関等に保有個人情報を提供する場合、提供を受ける者が、所掌する事務の遂行に必要な限度で利用する相当な理由があるとき	18
5 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関以外の者に保有個人情報を提供する場合、目的の達成に必要な限度で提供する相当な理由があるとき	6
6 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき	0
7 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があるものとして規則で定める場合	0
合計	58

※複数回答のため、監査対象事務45件と合計は一致しない。

また、監査対象事務で外部提供している45件中、官公署及びそれに準じた機関(個人情報保護条例等の適用機関等)への提供、法令に基づいた調査等の報告等を除く16

件については、提供先に対する個人情報漏洩防止措置が講じられていた。その措置内容は、取扱者の制限、第三者への再提供の制限、パスワードなどによるアクセス制限が多く、事務で行われていた。(表6)

表6 個人情報漏洩防止措置内容 (複数回答)

		取扱事務件数
利用の制限	1 利用期間の設定	2
	2 取扱者の制限	12
	3 第三者への再提供の制限	10
	4 消去・返却等利用後の取扱いの指示	4
必要な予防措置、監督	1 組織、規程の整備	1
	2 取扱者の研修や意識開発	0
	3 第三者の立入制限	1
	4 施設及び設備の整備	0
	5 パスワードなどによるアクセス制限	13
	6 データの暗号化	0
合計		43

※複数回答のため、監査対象事務16件と合計は一致しない。

#### (4) 個人情報安全確保対策・事故発生時策

昨年度より、個人情報の漏洩事案が複数発生しているところであり、発生した機関においては、発生後、迅速な対応を取られていたか、また発生の有無に関わらず、各機関において、事故を想定した手続きが定められているか、個人情報についての適正な管理等が行われているかについて聴き取りを行った。

個人情報の漏洩が発生した機関については、事故発生時、概ね、以下のとおり、「富山県危機管理基本指針」等を参考に、迅速に対応をしていた。

- 1 漏洩等の発生・兆候を把握した場合は、所属長等に速やかに報告（安全確保上の問題となる事案又はその発生のおそれを認識した場合は「直ちに報告」）
- 2 所属長等の指示を受け、対応
- 3 部局長等に報告
- 4 被害の拡大防止・復旧等の措置の指示
- 5 事実の把握（経緯・被害状況）
- 6 対応策の検討（漏洩等の被害に遭われた方への連絡・謝罪、再発防止策）
- 7 報告書の作成

## 8 知事への報告・報道提供（公表） （必要に応じ）

漏洩事案発生の有無に関わらず、各機関に対し聴き取りを行ったところ、発生した場合には即時対応が取れるよう、「富山県危機管理基本指針」等を参考に各機関により手続きが定められていたものの、手続きの一部が省略され簡略化されたものなど記載内容にバラつきが見られた。

### （5）特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の取扱い

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号（マイナンバー）は「特定個人情報」として利用・提供が制限され、厳格な管理が求められているが、加速化するDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進により、行政手続等マイナンバーの利用が増えていることから、制度担当課に対し、各機関において、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）について個人情報の保護が遵守されているかなど、聴き取りを行った。

特定個人情報については、「富山県特定個人情報等の取扱いに関する安全管理規程」に基づいた「監査実施要領」に沿って、実地監査は毎年度又はおおむね5年ごと、書面監査は毎年度、定期的に行っている。

監査結果は書面で通知しており、是正事項があれば、是正事項の改善策を求め、次回監査時に是正内容を確認している。令和3年度は、60機関で実施し、指摘は無かった。

職員の研修については、特定個人情報取扱担当者に対し、年1回程実施（市町村担当課職員も参加）している。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、外部講師によるオンライン研修での開催となっている。

研修効果の把握については、研修後、参加者にアンケートを実施し、次回への研修に活用している。

また、情報漏洩が発生した場合、安全管理規程に基づき、報告連絡体制が定められていた。

### （6）情報セキュリティ

情報セキュリティについては、新たに制定した富山県情報管理基準により、機密性に応じた情報資産の取扱が定められ、個人情報は原則「機密性2」、「機密性3」に該当するものとして、利用の制限、外部送信、運搬、提供、保管、廃棄について基準が明記されたところである。

また、定期的に（原則、3年毎に実施）、「富山県庁情報セキュリティ監査実施要綱」に基づいた「情報セキュリティ監査手順」に沿って、監査を実施している。



監査結果は書面で通知しており、是正事項があれば、改善策を求めている。連続して同様の是正事項があったり、是正事項の内容によっては、改善策について、ヒアリング（オンライン方式又は、現地）を実施している。令和3年度は93機関で実施し、40機関に対し、改善通知を行われている。

また、全職員を対象とした情報セキュリティ研修を実施しており、情報漏洩事案の複数発生を受けて、令和4年度は、年4回実施する予定としている。外部講師等による対面及びオンライン方式の研修が実施されているが、今後は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、内容を見直し継続して実施することとされている。

研修効果の把握については、研修終了後、全職員に確認テストを実施し、合格の合格点到達をもって、受講完了としている。

情報漏洩が発生した場合、報告連絡体制が定められていた。

#### (7) その他取組み・課題等

その他取組み・課題として、聴き取りを行ったところ、次のような意見があった。

##### ①取組み等

- ・情報管理基準及び文書管理規程に基づき秘密文書の取扱いを明確化（表示・管理等について整備）
- ・外部へのメール送信時における、複数の職員による宛先（原則BCC）、内容、アドレスの確認、ファイル交換サービスの活用
- ・外部へのFAX送信時における、複数の職員による宛先、内容、FAX番号の確認
- ・紙媒体の文書発出時における、複数の職員による宛先、内容の確認（封入者・確認者の押印）、ダブルチェック体制の徹底、窓付き封筒の利用
- ・文書管理（執務環境等）の徹底（個人情報を含む文書を人目のつく場所に置かない等）
- ・情報セキュリティ研修を全職員受講
- ・マルウェア（不正かつ有害に動作させる目的で作成されたソフトウェア等の総称）等への感染防止策として、業務に関係のないサイトは閲覧しない、不審なメールは開かない
- ・アクセス権付きフォルダの活用（パスワード等のアクセス制限を含む）
- ・申請書等の個人情報が記載された文書を鍵付きロッカーに保管
- ・業務に必要な個人情報をタブレットに表示させ、現地で確認可能としたことにより、事務の効率化が図られた

##### ②課題等

- ・永久保存等の書類保管スペースの確保
- ・適切な作業スペース確保のため、日頃の整理整頓、執務室の設備投資などの環境整備
- ・情報漏洩を起こさないためダブルチェック等、上司確認により事務が煩雑となり

時間を要する、職員の負担増

また、ダブルチェック等の確認方法に「慣れ」が生じた場合、確認行為が形骸化し、チェック機能が低下する恐れ、引き続き、定期的な意識付けをし、現在の確認体制を緊張感を持ち継続する必要性

- ・ 職員の個人情報管理に対する継続的な意識付け及び意識向上、新規配属職員に対する教育体制
- ・ ファイル交換サービス等、送信時システムの不具合の多さ



### 第3 監査の意見

今回の行政監査では、個人情報等の適正管理について、個人情報の取得・管理、利用・提供、個人情報の安全確保策、事故発生時の対応、特定個人情報（マイナンバーを含む個人情報）や個人情報（電子）のセキュリティ対策など、多くの機関で適正に処理されていることを確認することができたが、一部に不備も見られたところであり、引き続き個人情報の保護に十分配慮し、県民の権利利益の保護と行政サービスの向上のため次の事項について、留意改善されることを望むものである。

#### 1 個人情報取扱事務登録簿について

個人情報を取り扱う事務については、個人情報保護条例に定める登録簿を整備することとされているが、一部の機関において、登録簿に記載された個人情報の項目と実際に保有している個人情報の項目が異なる事務が複数見られ、登録簿に対する意識の希薄さ、不備が認められた。登録簿は、本県が個人情報を保有する具体的な項目などを適正に登録し、県民等が個人情報の取扱状況を確認できるようにするため、一般の閲覧に供しなければならないことから、各機関においては、実際に保有する個人情報の項目を再度点検し、更新を行うとともに、時代の変化に応じた、個人情報の取得の要否についても点検されたい。例えば、個人情報を取扱う起案文書を回議する際、登録簿を添付することにより、登録簿の記載内容との相違を防ぐことなどが考えられる。

また、登録簿に記載されていない個人情報取扱事務の有無についても、点検されたい。

制度所管課においては、県庁全体の登録簿の更新を行うとともに、各機関に対し、個人情報保護の制度、目的、登録簿作成の意義について改めて周知徹底を図られたい。

#### 2 個人情報の管理について

個人情報の管理については、多くの機関で保管場所の確保や電子データのパスワード付与などの措置が講じられていたが、一部の機関において、取扱担当者を限定していたものの、電子データのパスワード付与を行わないまま管理していた事務が見られた。個人情報が記録された文書や電子データは、アクセスできる職員を最小限とし、電子データのパスワード付与や施錠可能な書棚への収納など、万が一の事態にも被害を最小限に抑えられるよう、今一度、個人情報の管理及び保管について点検し、必要な措置を講じられたい。

併せて、外部委託については、受託者に対し、委託契約書に付される個人情報保護を遵守する特記事項についての履行確認を徹底されたい。

#### 3 個人情報の利用及び提供について

個人情報の利用及び提供については、概ね目的に沿って有効に活用されていたが、一部の機関において通知書の誤送付やメールの誤送信など情報漏洩事案が発生し、一時期、県庁全体で連続して発生する事態となった。

情報漏洩事案発生機関においては、再発防止に努めているところであり、それ以外

の機関においても、情報漏洩が発生しないよう情報セキュリティ対策の徹底、チェック体制の強化、リスク軽減に向けた取組みなどの各種対策が行われ個人情報の適正な取扱いについて浸透が図られていると認められる。今後も情報漏洩事案が二度と発生しないよう、複数の職員による送付確認の徹底など人為的ミスの防止のための各種対策を徹底されたい。

また、過度な業務負担や業務の慣れなどによりさらなる事案を引き起こすことのないよう、対策を随時見直し、情報漏洩リスクがより少なくなるような事務の見直しやシステムの導入など、引き続き必要な措置を講じられたい。

#### 4 個人情報安全確保策、事故発生時の対応について

個人情報安全確保策、事故発生時策については、多くの機関で情報漏洩事故が発生した場合を想定し、手続き等を定めていたが、各機関で記載内容にバラつきが見られ、職員の意識の温度差も見られた。

また、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）や情報セキュリティについては、情報漏洩事案が発生した場合、明確な報告連絡体制が定められていた。

制度所管課においては、特定個人情報以外の個人情報についても、各機関が事故発生時、迅速に対応ができるよう報告連絡体制やマニュアルを定め、周知いただきたい。

併せて、特定個人情報の取扱いに準じ、特定個人情報に加え個人情報全般の定期的な監査の実施等についても検討されたい。

また、情報セキュリティ対策についても、引き続き定期的な監査や研修などの実施を通じて職員の意識向上に努められたい。

#### 5 新たな個人情報保護法の周知について

個人情報保護法等の改正に伴い、令和5年4月から個人情報保護条例は新たな個人情報保護法に統合及び一元化されることとなり、全国的な共通ルールのもと、より一層厳格な個人情報の保護が求められるところである。

制度所管課においては、これまでの個人情報保護制度の枠組みも活用しつつ、各機関が円滑に新法に基づく事務手続きを進められるよう、運用通知の発出や個人情報保護委員会が実施する研修への受講の呼びかけなど、新制度について周知いただきたい。

#### 6 おわりに

本県では情報漏洩事案が一時期連続して発生したことから、現在も県庁全体で、再発防止に取り組んでいるところであるが、一定期間が経過していることから、風化や形骸化によりさらなる事故や事案を引き起こさないよう、内部統制制度によるリスク管理を徹底し、情報漏洩のリスクを常に念頭に置きながら、個人情報の適切な管理体制の整備を図られたい。

## 参考資料 根拠法令等

## ○富山県個人情報保護条例（抜粋）（平成15年3月19日 富山県条例第1号）

## 第1章 総則

## （目的）

第1条 この条例は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が拡大していることに鑑み、実施機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、県政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## （定義）

第2条 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

2 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第5条第2項第6号及び第44条の2において「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

3 この条例において「要配慮個人情報」とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

4 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

5 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書（富山県情報公開条例（平成13年富山県条例第38号）第2条第2項に規定する公文書をいう。以下同じ。）に記載されているものに限る。

6 この条例において「個人番号」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。

7 この条例において「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であつて、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第13号に規定する住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

- 8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。
- 9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第34条の2において同じ。）の規定により記録された特定個人情報をいう。
- 10 この条例において個人情報について「本人」とは、個人情報によって識別される特定の個人をいう。

（実施機関の責務等）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

## 第2章 実施機関における個人情報の取扱い

（個人情報の保有の制限等）

第4条 実施機関は、個人情報を保有するに当たっては、所掌する事務を遂行するため必要な場合に限る、かつ、その利用の目的をできる限り特定しなければならない。

- 2 実施機関は、前項の規定により特定された利用の目的（以下「利用目的」という。）の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。
- 3 実施機関は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

（取得の制限）

第5条 実施機関は、個人情報を取得するときは、利用目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

- 2 実施機関は、個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、本人から取得しなければならない。
- (1) 法令若しくは他の条例（以下「法令等」という。）の規定又は実施機関が法律若しくはこれに基づく政令により従う義務を有する国の行政機関の指示（以下「国の機関からの法令による指示」という。）に基づくとき。
  - (2) 本人の同意があるとき。
  - (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。
  - (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共安全と秩序の維持を目的として取得するとき。
  - (5) 出版、報道等により公にされているものから取得するとき。
  - (6) 国、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立した地方独立行政法人を除く。第9条第2項第3号において同じ。）から取得することが事務の執行上やむを得ないと認められるとき。
  - (7) 他の実施機関から提供を受けるとき。
  - (8) 前各号に掲げる場合のほか、利用目的を達成するため相当な理由があるものとして規則で定める場合



3 実施機関は、次に掲げる場合を除き、要配慮個人情報を取得してはならない。

(1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。

(2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として取得するとき。

(3) 利用目的を達成するために必要で欠くことができないものとして規則で定める場合

4 実施機関は、本人から直接書面（電磁的記録を含む。）に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、次に掲げる場合を除き、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。

(1) 人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要があるとき。

(2) 利用目的を本人に明示することにより、本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 利用目的を本人に明示することにより、県、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

5 知事は、第2項第8号若しくは第3項第3号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、富山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（正確性の確保）

第6条 実施機関は、利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報が過去又は現在の事実と合致するよう努めなければならない。

（安全確保の措置）

第7条 実施機関は、保有個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（委託等に伴う措置等）

第8条 実施機関は、個人情報の取扱いを実施機関以外の者に委託しようとするとき、又は指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に公の施設の管理を行わせるときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関から個人情報の取扱いの委託を受けた者（以下この項において「受託者」という。）

は、受託した事務に関して、当該受託者が保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

3 県の公の施設の管理を行う指定管理者は、当該管理の業務に関して、当該指定管理者が保有する個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 第2項の受託事務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者が行う前項の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者は、当該受託事務若しくは管理の業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

（利用及び提供の制限）

第9条 実施機関は、法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条、第11条及び第44条第2項において同じ。）を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 実施機関が所掌する事務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（次号において「他の実施機関等」という。）に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、所掌する事務又は事業の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるとき。
- (4) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として他の実施機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合において、当該目的の達成に必要な限度で提供し、かつ、当該保有個人情報を提供することについて特別の理由のあるとき。
- (5) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、公益上の必要その他相当な理由があるものとして規則で定める場合

3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する法令等の規定の適用を妨げるものではない。

4 知事は、第2項第6号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、富山県個人情報保護審議会の意見を聴かなければならない。

（保有特定個人情報の利用の制限）

第9条の2 実施機関は、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び第35条の2において同じ。）を自ら利用してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、人の生命、身体又は財産の保護のために必要である場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、利用目的以外の目的のために保有特定個人情報を自ら利用することができる。ただし、保有特定個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

（特定個人情報の提供の制限）

第9条の3 実施機関は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を提供してはならない。

（情報提供等記録の利用の制限）

第9条の4 実施機関は、利用目的以外の目的のために情報提供等記録を自ら利用してはならない。

（電子計算機等の結合による提供の制限）

第10条 実施機関は、次に掲げる場合を除き、当該実施機関の使用に係る電子計算機と実施機関以外の者の使用に係る電子計算機その他の機器とを電気通信回線で接続し、当該実施機関の保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手し得る状態にする方法により提供してはならない。

- (1) 法令等の規定又は国の機関からの法令による指示に基づくとき。
- (2) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持を目的として警察庁又は他の都道府県警察に提供するとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして規則で定める場合

2 知事は、前項第3号の規則の制定又は改廃をしようとするときは、あらかじめ、富山県個人情報保護審議会の意見を聴かななければならない。

(保有個人情報の提供を受ける者に対する措置要求)

第11条 実施機関は、第9条第2項第3号から第6号までの規定により、保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受ける者に対し、提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

(個人情報取扱事務の登録及び閲覧)

第12条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人の氏名、生年月日その他の記述等又は個人識別符号により当該個人を容易に検索し得る状態で個人情報が記録された公文書を使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について、次に掲げる事項を個人情報取扱事務登録簿に登録し、一般の閲覧に供しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

(1) 個人情報取扱事務の名称

(2) 個人情報取扱事務を所管する組織の名称

(3) 記録される個人情報の利用目的

(4) 記録される個人の範囲

(5) 記録される個人情報の項目

(6) 記録される個人情報の取得先

(7) 記録される個人情報を当該実施機関以外の者に経常的に提供する場合は、その提供先

(8) その他規則で定める事項

2 実施機関は、前項の規定により登録した個人情報取扱事務を廃止したときは、遅滞なく、当該個人情報取扱事務に係る登録を抹消しなければならない。

3 前2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下この号及び第15条第3号ウにおいて同じ。）又は公務員等であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を取り扱うもの

(2) 資料その他の物品若しくは金銭の送付又は業務上必要な連絡のために利用する個人情報を取り扱う個人情報取扱事務であって、送付又は連絡の相手方の氏名、住所その他の送付又は連絡に必要な事項のみを取り扱うもの

(3) 犯罪の予防、鎮圧又は捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他の公共の安全と秩序の維持に係る個人情報取扱事務であって、個人情報取扱事務登録簿に登録することにより、当該個人情報取扱事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由があるもの

